

機関番号：3 2 6 4 4

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：2 0 5 3 0 0 5 3

研究課題名 (和文) 知的財産権関連の独占禁止法違反事案に対する排除措置等のあり方

研究課題名 (英文) Remedies for Anticompetitive Abuses of Intellectual Property Rights

研究代表者

鈴木 恭蔵 (SUZUKI KYOZO)

東海大学・実務法学研究科・教授

研究者番号：0 0 3 1 7 8 2 7

研究成果の概要 (和文)：知的財産権関連の競争法違反事案における救済措置 (強制実施許諾、構造上の措置、情報開示、損害賠償、制裁金、その他の措置) には、違反行為を止めさせ、競争を回復させるための目的を有するが、このうち、強制実施許諾、構造上の措置については、競争回復という点から有効か否かは明らかではなく、救済措置という点から、知的財産権関連の競争法違反事案を特別視する必要はない。ただ、潜在的競争市場における競争回復措置を考慮する必要がある。

研究成果の概要 (英文)：Remedies for anticompetitive Abuses of Intellectual Property Rights, which include compulsory licensing, structural relief, disclosure of information, damage suit, fines and other relieves, have the purposes to terminate illegal actions and to restore competition. But as regards restoring competition, the effects of compulsory licensing and structural relief are not clear. Therefore, the remedies have no need of special handling. But, it is important to take into account the effect of remedies on potential competition.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2 0 0 8 年度	1, 400, 000	420, 000	1, 820, 000
2 0 0 9 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2 0 1 0 年度	600, 000	180, 000	780, 000
総 計	3, 200, 000	960, 000	4, 160, 000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：独占禁止法、排除措置、知的財産権、強制実施許諾、情報の開示、効果・影響、特許濫用、標準化組織

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年の技術革新と知的財産権強化の流れの中で知的財産権に関連する独占禁止法違反事案 (以下、知財権競争法違反事案) も増加する等、各国とも知的財産権をめぐる

る競争政策・独占禁止法の観点からの取り組みを強化しているが、この際、ある行為が独占禁止法違反とされた場合、どのような排除措置等をとることが競争秩序回復のために適当か又は可能かという問題が

ある。

(2) 知財権競争法違反事案の場合、知的財産権が権利者に対し一定の条件の下で、新たな技術等を開発しようとする他者を排除することを認めるものでもあるため、他の場合における排除措置と同様のもので競争秩序が回復し得るのか等の問題がある。当該行為を排除するだけでは、競争秩序は必ずしも回復し得ない場合がある。しかし、その排除措置等が強い場合には、知的財産権制度を弱体化し、技術革新を阻害することも考えられる。

(3) 知財権競争法違反事案における排除措置等は、競争秩序維持と知的財産権制度とのバランスをとるように設計、実施される必要がある。

2. 研究の目的

(1) 知財権競争法違反事案について多くの蓄積を有する米国、EU等の各国においても、適正な排除措置等については試行錯誤の状況にあり、その排除措置について評価が定まっていない。わが国では知財権競争法違反事件が、米国、EUに比し少なかつたこともあり、その排除措置の内容は、非知的財産権関連の独占禁止法違反事件とほぼ同じ内容にとどまっている状況にある。

(2) このため、本研究は、技術研究開発を損なうことなく、競争秩序を回復させるための適切な排除措置・救済措置はどのようなものをかを理論的、実証的に明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は次のような方法により実施した。

①知財権競争法違反事案について、判例、学術論文等について、日本、米国、EU、EU各国別に収集、整理。

②国際機関、政府機関との意見交換、ディスカッション等。

(OECD、EC委員会、米国司法省、米国連邦取引委員会、英国公正取引庁の担当者との問題について討議)

③大学研究者との意見交換、ディスカッション等。

海外；米国スタンフォード大学 Gregory L, Rosston 教授、フランス Ecole de Mines de Paris (パリ工科大学) Francis Leveque 教授、ベルギー・ルーバン大学 Raymond De Bondt 教授

日本；九州経済法研究会、北海道知的財産法研究会所属の研究者とのディスカッション。

④法曹関係者として、米国知的財産法協会 (AIPLA) 幹部からの意見聴取とディスカッション。

⑤民間企業(日本)へのアンケート調査(対象企業424社(製造業、情報通信業を中心とした、法務部門が整備されている企業。回答企業数114社(回答率26.9%)))とヒアリング調査。

4. 研究成果

(1) 各救済措置が有する問題点、課題等について

①救済措置 (remedy) の目的としては、i 反競争的行為から市場を回復すること、ii 違法な独占化を終了させること、iii 被告の違法な利益を拒絶すること、iv 将来に独占となり得る可能性を除去することを確認することである。また、救済措置 (remedy) の範囲については、とりわけ米国は、刑事罰は制裁であるため救済措置には含まれないとする考えが強いが、制裁金 (EU) や課徴金 (日本) も制裁的性格を有しており、「制裁」の性格を有するという理由だけからこの範囲

に含めないとするのは適当ではない。

- ② 論議が多い強制実施許諾につき、米国、EU 間では意見は一致しているわけではない。米国ではむしろネガティブに、EU では積極的にこれを評価している。ただ、実際には米国において本措置に積極的ではないとされていても、知的財産権関連の反トラスト法違反事件の多くで裁判所は強制実施許諾を命じているし、EU では本措置に積極的であるとされているも、本措置を命ずる場合の条件は相当に厳しいものであり、両国の隔たりは意外と小さい。

強制実施許諾の当該産業、企業の技術革新等への影響についての実証分析として、1954～56 年の間で強制実施許諾を命じられた特許権者は特許活動を減少させたこと、しかし、1975 年については、強制実施許諾が企業の研究開発活動の支出に悪影響を与えた証拠はなく、1940 年代～70 年代を通して、市場構造では統計的に有意な結果を示していないとするものがわずかに存するのみであり、最近の実証分析は全く行われていない。

- ③ 構造的措置として、資産を競争者に売却させたり、企業を複数の部門に分割させるものがあるが、この措置については、i それによって競争を回復させる保証があるのか、ii 構造的措置以外に他に代り得る措置がないのか等の因果関係、立証を要する。

- ④ 最近の知財権競争法違反事件における救済措置の一つとして、情報の開示を命ずる事例が目立っている。情報開示（アプリケーション・プログラム、インターフェイス情報等）は、知的財産関連の事件においては他の救済措置（例えば、強制実施許諾や構造的救済措置）よりも有

効ではないかとも考えられるが、ただ、問題点としては、i 情報開示と強制実施許諾との差異はどこにあるのか、ii 開示すべき情報の範囲を特定化できるのか、iii MS 事件での米国司法省が設置を命じた monitor 制や EC 委員会が設置を命じた monitoring trustee 制（監視受託者）のように監視システムを構築できるか、それが適切に運用できるか等の問題がある。

- ⑤ 競争法をより効果的に運用するために、競争法違反事件に対する救済措置の一つとして、米国、EU そして日本において民事手続（損害賠償請求、私法上の効力）を活用する流れがあるものの、知財権競争法違反事件において、損害賠償請求訴訟が認められたケースはほとんどない。

- ⑥ 制裁金（=課徴金）

EU の制裁金制度は特定事件における現在の違法行為を止めさせるものではないものの、将来に違法行為を抑止する機能を有しており、とりわけ、履行強制金は（EC 委員会の）決定に従わない場合に（この場合、違法行為が継続している）課されるものであり、現在の違法行為を止めさせる機能を有するものと考えられる。

MS 事件は、世界市場において 80～90% のシェアを占めるに至った事業者の行為であり、過去、米国、EU の競争法が取り扱った事例の中でもきわめて特異かつ唯一の事例である。こうした事案では、EU の履行強制金は、競争回復のための救済措置として有効であるといえる。

- ⑦ その他の措置

日本の米国 MS 事件（抱合わせ）での再交渉を命ずる措置はわが国研究者の間では高い評価を得てはいるものの、米、

EUの政府当局者、研究者の間では必ずしも高くは評価されていない。

これは、当該措置がどのような結果をもたらしたか明らかでないことによる。

(2) 知財権競争法違反事件についての最近の特色は、競争制限効果が、当該行為が行われた市場とは異なる初期の段階での技術や製品の市場で生じることである。初期の段階の技術や製品が現実の競争力を有するものになるか否かを判断することは、困難なことと思われるが、こうした事案については、第三者の専門家に依頼することにより、当該競争制限効果が潜在的市場に影響を及ぼすことを明らかにし、そこで競争を回復させるための措置として、当該競争制限行為を中止させるだけでなく、潜在的競争市場での参入障壁を引き下げるための措置を考慮する必要がある。

(3) 知財権競争法違反事件は、知財権と競争政策の両方に密接に関係する技術標準に絡むことが多い。なぜなら、標準は、異なる企業が所有する必須特許の集積・調整をしばしば伴い、併せて競争政策の対象となる共謀と排除の両方を促進する可能性をもつからである。そこで、標準に絡んだ事件での排除措置とその事後的評価について、主な既存研究の展望を通して考察し、標準に関する実態調査から、日本企業が競争排除的な知財戦略を他社から受けたことを明らかにし、競争制限の問題と排除措置の双方を評価することが重要である。

(4) 日本企業を対象とするアンケート調査（対象企業424社）において、取引先が米国、EU、日本の知的財産関連の独占禁止法違反とされたとする企業にとって、排除措置（ライセンス契約の引下げ、情報開示等）が研究開発に特段の影響、効果はなかったとする。

すなわち、措置の内容を決定するに当たっ

てはこれらのことを考慮する必要があることを意味し、知財権競争法違反事件において、例えば強制実施許諾やロイヤルティの引下げ等の排除措置を要しないとする。

このことは、知財権競争法違反事件における措置の設計に当たって、強制実施許諾等の直接的介入措置は慎重に行うべきとするわれわれの本研究の当初の予想にも合致するものである。

(5) 本研究での海外の研究者や当局者との討議を通して、欧米では排除措置の事後的評価（「政策インパクト・アセスメント」）を大規模に実施し、競争政策等への含意を議論しているものの、知財権競争法違反事件における救済措置についてほとんど行われておらず、それ故に、内外の研究者や当局者は本研究の成果に強い関心を有し、その成果を希望している。したがって、本研究は、対象とした課題について国内外で重要な問題提起をし、また、実態調査もはじめての試みであり、有意義な資料を含んでいる。この成果が、広く競争政策と排除措置の研究、あるいは知財権競争法違反事件における排除措置の研究のなかで重要な地位を占めるものと期待する。

今後、本件成果を英訳し、各国競争当局担当者や研究者に送付し、論議を深めていく予定である。また、本研究には残されている問題もあり、助成終了後も引き続き研究している。もとより、その成果も内外に発信していくつもりである。

最後に、こうした重要課題について研究することができたのはひとえに日本学術振興会の科研費補助金のおかげである。同会の支援に深く謝意を表す。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

鈴木恭蔵

- ①「共同出資会社による受注調整行為と価格カルテルの事例」ジュリスト 1399号（2010年）pp114～115（査読無）
- ②「米国、EUにおける知的財産権関連の独占禁止法違反事件での救済措置の現状と課題」東海法科大学院論集2号（2010年）pp55～92（査読無）

土井教之

- ①「技術革新と競争政策」公正取引71号（2010年）PP25-30（査読無）
- ②「産業競争力と国際標準化」日本機械学会誌113巻1103号（2010年）pp2-5（査読無）
- ③「標準化の経済的効果—スプリット型標準化の事例」知的財産法政策学研究30号（2010年）pp1-21（査読無）
- ④「IPR競争政策事件における排除措置の事後的評価」経済学論究63巻3号（2009年）pp335-355（査読無）

[学会発表]（計2件）

- ①鈴木恭蔵・土井教之 「知的財産権関連の独占禁止法違反事件における排除措置（Remedy）について」九州経済法研究会 2011年2月15日 公正取引委員会九州事務所
- ②土井教之 「日本企業のIPR・標準戦略—アンケート調査から—」北海道大学大学院法学研究科セミナー 2010年1月15日 北海道大学スラブ研究センター大会議室

[その他]
ホームページ等

ディスカッション・ペーパー

- ①鈴木恭蔵・土井教之 「知的財産権関連の独占禁止法違反事案における排除措置の影響、効果に関する調査結果」関西学院大学産業研究所、ディスカッション・ペーパー No.8、2011年3月.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 恭蔵 (SUZUKI KYOZO)
東海大学・実務法学研究科・教授
研究者番号：00317827

(2) 研究分担者

土井 教之 (DOI NORIYUKI)
関西学院大学・経済学部・教授
研究者番号：60098431